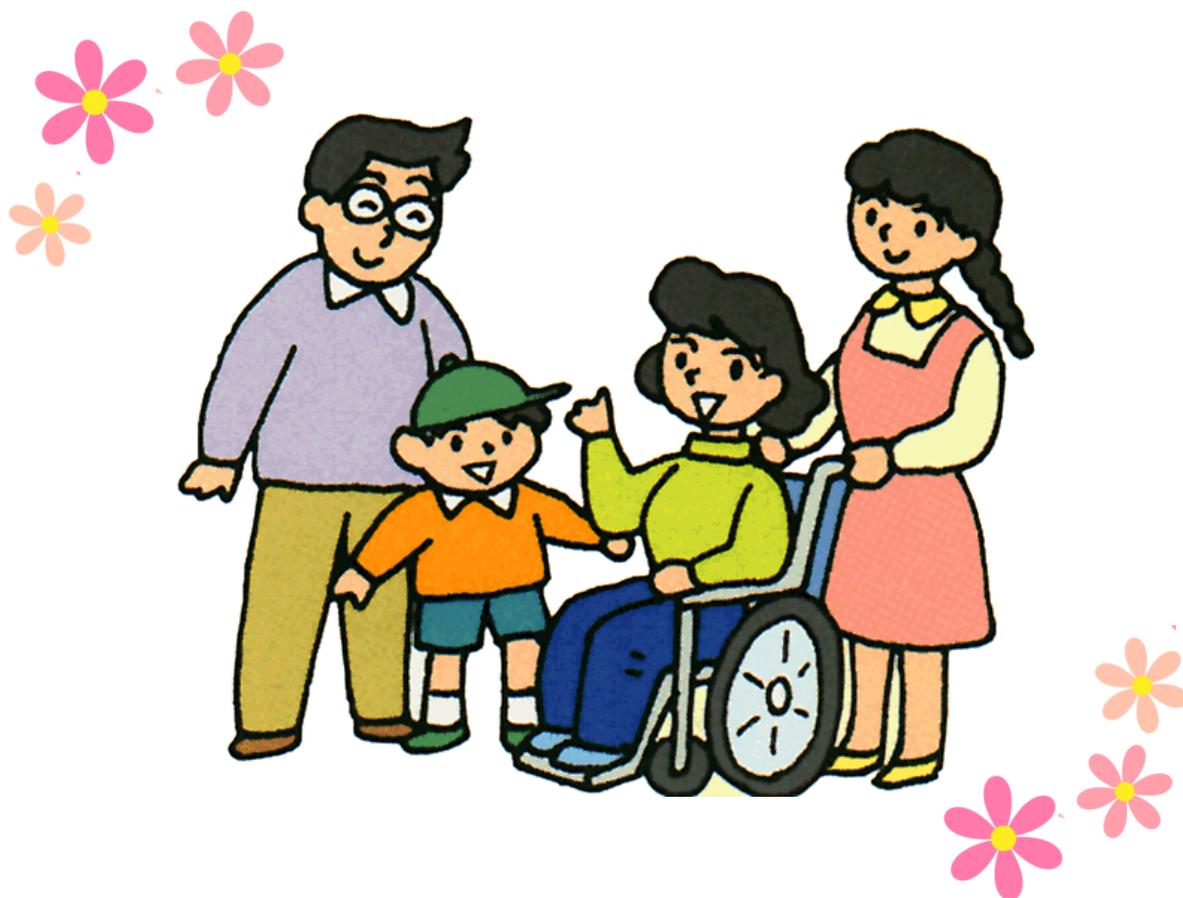


障害者手帳を受けられた方へ

# 福祉のしおり

【令和7年度版】



朝日町 健康課

# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）

## ● 障害者総合支援法のポイント

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

## ● 障害者総合支援法によるサービスのしくみ

### <障害福祉サービス>

- ◆**介護給付**・・・障害の程度が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。  
療養介護・居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護・行動援護・同行援護・生活介護・短期入所（ショートステイ）・重度障害者等包括支援・施設入所支援
- ◆**訓練等給付**・・・身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。  
自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・共同生活援助（グループホーム）
- ◆**自立支援医療**・・・心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
- ◆**補装具の支給**・・・補装具の購入や修理にかかる費用の原則 1 割を自己負担、9 割を市区町村が負担します。＊所得に応じた自己負担の上限額を設定します。
- ◆**地域生活支援事業**・・・市町村が障害者を総合的に支援する体制をつくり、さまざまな事業を行います。  
相談支援事業・日常生活用具の給付、日中一時支援事業、社会参加促進事業、移動支援 など

## ● 障害福祉サービスを利用したときに係る費用

サービス費用をみんなで支えあうため、原則 1 割を自己負担していただきます。ただし、所得に応じて上限が決まられていて、負担が重くなりすぎないようにしています。残りの 9 割は市町村と都道府県、国が負担するしくみです。

## ● 障害福祉サービスの利用のしかた

- ①相談・申請・調査・・・町または委託相談支援事業所等に相談し、サービスが必要な人は町に対し申請を行います。その後、現在の生活や障害の状況についての調査（アセスメント）が行われます。  
↓
- ②審査・判定・・・・・・調査結果をもとに審査会（朝日町・入善町・黒部市で共同設置）で審査・判定が行われ、どの位サービスが必要な状態か（障害支援区分）が決定します。  
↓
- ③認定・通知・・・・・・サービスの利用には個別のサービス等利用計画（本人の日々の生活や利用するサービス、本人・家族の希望や思いを書面に反映させたもの）が必要であり、その作成のため、地域の相談支援事業所と契約を行い、サービス等利用計画案を作成し町へ提出します。提出されたサービス等利用計画や障害支援区分に基づきサービスの支給量などが決まり、受給者証が交付されます。  
↓
- ④サービス利用・・・・・・サービス提供事業所と利用の契約を結び、サービスの利用を開始します。

## 医療費助成制度

### ①障害者自立支援医療

対 象 者		給付水準	問い合わせ先
更生医療 (18歳以上)	一般医療で治療はしたものの、身体障害として残った障害に対し、日常生活等ができるように、その障害の軽減や除去を図るための医療費を助成(指定医療機関のみ) (給付対象となる医療の例) ペースメーカー埋め込み術、経皮的冠動脈形成術、人工透析療法	自己負担については原則として医療費の1割負担 ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定 入院時の食事(標準負担額相当)については原則自己負担	役場健康課
育成医療 (18歳未満)	身体に障害のある児童またはその疾患が放置すれば将来障害に至ると認められる児童であって、確実な治療効果が期待できる場合の医療費を助成 (例) 肢体不自由、骨疾患、視覚障害、音声言語機能障害、心臓疾患、食道閉鎖等		役場健康課
精神通院医療	精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療費を助成		役場健康課

### ②重度心身障害者等医療費助成

年 齢	窓口負担割合	資 格 要 件	所 得 制 限	
1歳～64歳	なし (全額助成)	身体障害者手帳1、2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級 (R2.10.1～)	世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>青色の資格証</li> <li>資格証を医療機関に提示することで、保険診療の窓口負担が全額助成されます。県外の医療機関では、一旦窓口負担していただき、領収書を役場に提出する事により保険診療の窓口負担が還付されます。</li> </ul>
65歳～69歳	2割	身体障害者手帳4級の一部、5、6級 3ヶ月以上臥床している者で常時要介護 療育手帳B	世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>黄色の資格証</li> <li>資格証を医療機関に提示することで、保険診療の窓口負担割合が軽減されます。県外の医療機関では、一旦窓口負担していただき、領収書を役場に提出する事により保険診療の窓口負担が還付されます。</li> <li>黄色の資格証</li> <li>医療機関での領収書を役場に提出することにより、保険診療の窓口負担分の一部が還付されます。</li> </ul>
65歳以上	一般 (1割、2割負担)	なし (全額助成) ※領収書提出により還付	世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>クリーム色の資格証</li> <li>医療機関での領収書を役場に提出することにより、保険診療の窓口負担分の全額または一部が還付されます。</li> </ul>
	現役並み所得者 (3割負担)	1割 (2割助成) ※領収書提出により還付		

## 補装具の給付・修理・貸与

補装具とは・・・

- ①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- ②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するもの

	内 容
視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡（矯正眼鏡・遮光眼鏡）
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、重度障害者用意志伝達装置 (介護保険) 車いす、電動車いす、歩行器、多点杖、松葉づえ
18歳未満	座位保持いす、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

\*介護保険導入に伴い、65歳以上の障害のある方（40歳以上65歳未満で特定疾病が原因で障害のある方）は、特別な場合を除き介護保険の保険給付として給付されます。

\*人工喉頭の電池、歩行補助つえの先ゴムは交付対象外となります。

\*原則、費用の1割が自己負担となります。

## 日常生活用具の給付

日常生活用具とは・・・

- ①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ③製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの

	内 容
視覚障害	視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、点字タイプライター、盲人用電卓、電磁調理器、盲人用体温計、点字図書、盲人用体重計、視覚障害者用拡大読書器、点字器、色めがね
聴覚障害	屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置
肢体不自由	便器、特殊便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、移動用リフト、歩行支援用具（てすり、スロープ等）、居宅生活動作補助用具、頭部保護帽、収尿器 歩行補助つえ（一本杖のみ）
腎臓障害	透析液加温器
呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライザー、電気式たん吸引器
ぼうこう又は直腸機能障害	ストマ用装具（蓄便袋 蓄尿袋）
音声言語障害	携帯用会話補助装置 人工喉頭
等級2級以上	火災警報器、自動消火器
その他	紙おむつ等

ほか

\*ほぼ1、2級を対象としますが、品目によっては1級であっても該当にならない場合や3級以下でも該当する場合がありますので、ご相談ください。

\*給付等にかかる費用の原則1割を自己負担、9割を町が負担します。

（ただし、ストマ用具及び紙おむつ等の自己負担は原則0.5割となります。また、所得に応じた自己負担の上限額を設定します。）

\*その他、貸与もできます。

福祉電話（聴覚2級以上、肢体不自由2級以上で外出困難な方）

ファックス（聴覚3級以上、音声言語3級以上）

## 障害年金

事 項	内 容	問い合わせ先
国民年金 障害基礎年金	1級 1,039,625円+子の加算(年額) 2級 831,700円+子の加算(年額)	役場住民・子ども課
厚生年金保険 障害厚生年金	1級 報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額(239,300円) 2級 報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額(239,300円) 3級 報酬比例の年金額 ※最低保障額 623,800円	魚津年金事務所 24-5153(自動音声ダイヤル)

\*昭和31年4月2日以降にお生まれの方

\*共済年金の方は勤め先に問い合わせてください。

\*すでに老齢年金を受けている方は、障害年金を受給することはできません。

## 手当

事 項	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	(対象者) 精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者で、厚生センター所長の認定を受けた者 (事業内容) 一人月額29,590円(R7.4~) ※所得制限あり 支払月 2・5・8・11月	役場健康課 新川厚生センター
障害児福祉手当	(対象者) 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、厚生センター所長の認定を受けた者 (事業内容) 一人月額16,100円(R7.4~) ※所得制限あり 支払月 2・5・8・11月	役場健康課 新川厚生センター
朝日町障害者福祉金	(対象者) 身体障害者手帳1級~5級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた20歳以上の者 ※65歳以上で新規に手帳を取得した方は対象外 (事業内容) 身体障害者手帳1~3級 年額6,000円 身体障害者手帳4~5級 年額3,000円 療育手帳A 年額6,000円 精神障害者保健福祉手帳1級 年額6,000円	役場健康課
朝日町心身障害児童福祉金	(対象者) 20歳未満で身体障害者手帳を有する者、知的障害者の判定を受けた者、療育手帳を有する者の保護者 (事業内容) 年額30,000円 児童福祉施設、養護学校、就労施設等に通園・通学している場合は、通園(学)費助成として年額60,000円を増額支給	役場住民・子ども課
特別児童扶養手当	(対象者) 精神または身体に重度または中度以上の障害のある20歳未満の在宅の児童を養育している保護者で県知事による障害の認定を受けた者。ただし、児童が施設に入所した場合等は受給資格を失う。 (事業内容) 1級障害 56,800円(R7.4~) ※所得制限あり 2級障害 37,830円(R7.4~) ※所得制限あり	役場住民・子ども課

## その他事業

事 項	内 容	問い合わせ先
生活福祉資金の貸付	低利な（年3%～無利子）貸付制度 住宅資金や自動車購入資金など	朝日町社会福祉協議会 （五叉路クロスアイブ 内） 83-0576
心身障害者扶養共済制度	障害者（児）の保護者が生存中一定の掛金を納付することにより、万一保護者が死亡したとき、あるいは重度障害者となったときに残された障害児（者）に終身一定額の年金を支給する。 （月額1口2万円受給 2口まで加入できる）	役場健康課
住宅改善費の助成	（対象者） 身体障害者手帳1、2級の肢体不自由者又は視覚障害者及び車いすに乗る内部障害者及び療育手帳Aの知的障害者であって、その属する世帯が所得税非課税世帯あるいは287,500円以下の課税世帯である者 （事業内容） 在宅の重度障害者の日常生活を容易にするため、既存の住宅を改善する場合にその費用を助成（新築、増築は対象外） ①所得税非課税世帯・・・対象経費全額 （ただし90万円を限度とする） ②287,500円以下の所得税課税世帯・・・対象経費の2/3 （ただし60万円を限度とする） *介護保険制度による住宅改修費の利用を優先 *申請は1回のみ	役場健康課
介護用品購入費助成	（対象者） 朝日町に住所を有する在宅の方で、身体障害者手帳1、2級を有する者又は療育手帳Aを有する者で、常時おむつを必要とする者 ※入院中または施設入所中は対象外となります （事業内容） 年額30,000円を限度として助成	役場健康課
寝具丸洗い事業	（対象者） 在宅の65歳未満の寝たきり等の身体障害者（児） （事業内容） 保健衛生と介護者負担の軽減を図るため、日頃使用している寝具（敷布団、掛布団、毛布で3枚以内）の洗濯、乾燥、消毒を行う	役場健康課
住宅用火災警報器給付事業	（対象者） 視覚障害又は肢体不自由の身体障害者手帳を有する者のみの世帯（又はそれに準ずる世帯） （事業内容） 住宅用火災警報器の設置が困難な上記世帯に、警報器の給付・取付を行う（1世帯につき1台、1回限り）	役場健康課
緊急通報装置貸与事業	（対象者） 所得税非課税世帯に属する在宅の身体障害者で、身体障害者手帳1、2級を有し、緊急通報手段を確保する必要があると認められる者 （事業内容） 緊急時の不安を解消し、自宅で安心して生活できるよう、緊急通報装置を無料で貸与する。	役場健康課

事 項	内 容	問い合わせ先
除雪補助事業	<p>(対象者)</p> <p>身体障害者のみの世帯又は身体障害者と65歳以上の高齢者のみで構成される世帯で、以下の条件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一町内会に子がいない世帯</li> <li>・町民税非課税世帯</li> <li>・生活保護を受けていない世帯</li> </ul> <p>(事業内容)</p> <p>除雪の作業代について助成を行います。  (作業は建設業者等に依頼してください。知人への謝礼は助成対象となりません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額の詳細はお問い合わせください</li> <li>・1冬期間に2回を上限</li> </ul>	役場健康課
避難行動要支援者名簿	<p>(対象者)</p> <p>身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を有する者で、災害時に自力で避難する事が難しく、関係機関の支援を希望される在宅の方</p> <p>(事業内容)</p> <p>災害時に自力で避難する事が難しい方を支援するために、名簿を作成し、自主防災組織、消防、警察などの関係機関と情報を共有する。</p>	役場健康課
成年後見制度利用支援事業	<p>(対象者)</p> <p>障害等により判断能力が不十分な人で、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人</p> <p>(事業内容)</p> <p>町長申し立てを行う際に、その申立費用(登記手数料、鑑定費用等)を補助し、支援をする。</p>	役場健康課 (成年後見支援センター)

**交通料金等の割引措置**

	割引の内容	割引率	問い合わせ先	備考
J R 各社の旅客運賃割引	<p>【第1種身体障害者・第1種知的障害者・1級の精神障害者】</p> <p>(介護者とともに乗車する場合)</p> <p>本人及び介護者1名の普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券、普通急行券</p> <p>(単独乗車の場合)</p> <p>片道 100 k m を超えるときの普通乗車券</p> <p>【第2種身体障害者・第2種知的障害者・2、3級の精神障害者】</p> <p>(単独乗車の場合)</p> <p>片道 100 k m を超えるときの普通乗車券</p> <p>(定期乗車券を使用する 12 歳未満の者が介護者とともに乗車する場合)</p> <p>介護者1名の通勤定期乗車券</p>	5割	J R 各駅	<p>・発売窓口で身体障害者手帳療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示</p> <p>ただし、大人の第1種身体障害者、第1種知的障害者、1級の精神障害者が介護者とともに乗車する場合は、自動券売機での小児券購買が可能</p> <p>・12歳未満の者は、小児運賃の5割引(小児定期乗車券を除く)</p>
	<p>★ジバング倶楽部特別会員制度について</p> <p>・身体障害者手帳の提示では割引とならない J R の特急券等が割引となるサービスがあります。</p> <p>(対象者)</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けている男性満 60 歳以上、女性満 55 歳以上の方で、身体障害者協会に加入している方(入会金要)</p>			
とやま鉄道 あいの風	<p>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が対象であり、普通乗車券、定期乗車券、回数乗車券が割引になります。</p> <p>【第1種身体障害者・第1種知的障害者・1級の精神障害者】</p> <p>本人及び介護者1名が割引</p> <p>【第2種身体障害者・第2種知的障害者・2、3級の精神障害者】</p> <p>本人のみが割引(本人が12歳未満の場合は、介護者の定期旅客運賃が5割引)</p>	5割	(富山駅) 076-431-3409  (本社) 076-444-1300	駅窓口で手帳を提示し購入するか、自動券売機で小児用乗車券(大人料金の半額)を購入してください。
富山地方鉄道の旅客運賃割引	<p>・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方が対象であり、普通乗車券、定期乗車券が割引になります。</p> <p>【第1種身体障害者・第1種知的障害者・1級の精神障害者】</p> <p>本人及び介護者1名が割引</p> <p>【第2種身体障害者・第2種知的障害者・2、3級の精神障害者】</p> <p>本人のみが割引(本人が12歳未満の場合は、介護者の定期旅客運賃が5割引)</p>	5割  5割  5割		駅窓口で手帳を提示し購入するか、自動券売機で小児用乗車券(大人料金の半額)を購入してください。
航空運賃	<p>定期航空路線の国内線全区間</p> <p>※航空会社によって異なります。詳しくは各航空会社へ問い合わせください。</p>		各航空会社	・発売窓口で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示

	割引の内容	割引率	問い合わせ先	備考
有料道路通行料金の割引	<p>(対象障害者の範囲)</p> <p>【障害者が自ら運転する場合】 身体障害者手帳の交付を受けているすべての方</p> <p>【障害者ご本人以外の方が運転され、障害者ご本人が乗車される場合】 重度の身体障害者（第1種身体障害者）又は重度の知的障害者（第1種知的障害者）の方</p> <p>(利用できる車の範囲) 乗用自動車、貨物自動車及び特殊用途自動車で、当該障害者又はこれと生計を一にするものが所有するもの ただし、介護者が運転する場合で、本人又は家族がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該障害者を継続して看護するものが所有するもの 対象車両は障害者1人につき1台とし、営業用の自動車を除く</p>	5割 5割	各高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場健康課に申請</li> <li>・申請時に必要な書類               <ol style="list-style-type: none"> <li>①自動車の車検証</li> <li>②身体障害者手帳又は療育手帳</li> <li>③障害者本人名義のETCカード</li> <li>④ETC車載器セットアップ申込書・証明書</li> <li>⑤運転免許証(第2種の方のみ)</li> </ol> </li> </ul> <p>2年ごとに更新</p>
タクシー料金	<p>(割引対象) 距離制運賃、時間性運賃及び待料金</p>	1割	各タクシー会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し「割引申込書」を記入</li> </ul>
朝日町福祉タクシー等・ガソリン共通利用券	<p>(対象者) 視覚障害・肢体不自由の1、2級の者 療育手帳Aの者 精神障害者保健福祉手帳1級の者 ただし、いずれも在宅の方が対象です</p> <p>(事業内容) 1人につき年間60枚までを給付</p> <p>◆タクシー乗車の場合 利用券1枚の金額は200円(1回の乗車で複数枚使用可)</p> <p>◆バス乗車の場合 同伴者も利用券を使用できます</p> <p>◆ガソリン給油の場合 利用券の交付を受けた方の利用に供する自動車のみ使用できます。</p> <p>◆ノッカルあさひまち利用の場合 利用券1枚の金額は200円(1回の乗車で複数枚使用可)</p>		役場健康課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場健康課に申請</li> <li>・乗車時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい</li> </ul>
あさひまちバス	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する方とその介助者1名が対象。 なお、定期券、回数券、1日券を購入する際にも、割引の適用があります。</p>	5割		乗車時および定期券等購入時に手帳を提示してください。

税制上の減免措置

種 類	事 項	内 容	控除額	問い合わせ先
所得税	特別障害者控除 (身障手帳1・2級) (療育A、精神1級)	本人または同一生計配偶者、扶養親族が1、2級の特別障害者の場合	所得から 40万円	魚津税務署 0765-24-1370
	障害者控除 (身障手帳3～6級) (療育手帳B、精神2・3級)	本人または同一生計配偶者、扶養親族が3～6級の障害者の場合	所得から 27万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居している扶養親族又は同一生計配偶者が特別障害者の場合、〈扶養控除または配偶者控除〉に加えて控除	所得から 35万円	
住民税	特別障害者控除 (身障手帳1・2級) (療育A、精神1級)	本人または同一生計配偶者、扶養親族が1、2級の特別障害者の場合	所得から 30万円	役場税務課
	障害者控除 (身障手帳3～6級) (療育手帳B、精神2・3級)	本人または同一生計配偶者、扶養親族が3～6級の障害者の場合	所得から 26万円	
	同居特別障害者扶養控除	同居している扶養親族又は同一生計配偶者が特別障害者の場合、〈扶養控除または配偶者控除〉に加えて控除	所得から 23万円	
相続税	相続における障害者控除 特別障害者控除	障害者が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額を控除 特別障害者については1年につき20万円で算出。		魚津税務署 0765-24-1370
贈与税	特別障害者に対する贈与税の非課税	特別障害者を受益者とする特別障害者扶養信託契約に係る信託受益権のうち、6,000万円までの部分については、贈与税を課さない。		魚津税務署 0765-24-1370
自動車税 軽自動車税	両税各々の ・環境性能割の減免 ・種別割の減免 <b>1台のみ</b> 対象者は表1を参照	障害者が運転、または生計を一にする家族、または常時介護する者が運転して、障害者のために継続して利用する(通院、通勤、通学等)場合により減免される。 <b>但し18歳以上の場合は本人名義に限る</b> ・環境性能割・・・自動車を取得した時に課税 ・種別割・・・毎年4月1日に所有する自動車に課税		普通自動車は 自動車税センター 076-424-9211 軽自動車は役場 税務課 ※環境性能割の手続きはディーラーへ

(表1)

		自動車税環境性能割・種別割						軽自動車税環境性能割・種別割						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
身体障害者	視覚障害	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	
	聴覚障害	△	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	
	平衡機能障害	△	△	○	△	○	△	△	○	○	△	○	△	
	肢 体 不 自 由	上肢	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△
		下肢	○	○	○	本人運転のみ対象			○	○	○	本人運転のみ対象		
		体幹	○	○	○	△	本人	△	○	○	○	△	本人	△
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢	○	○	△	△	△	△	○	○	△	△	△	△
		移動	○	○	○	本人運転のみ対象			○	○	○	本人運転のみ対象		
	心臓機能障害	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	
	腎臓機能障害	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	
	呼吸器機能障害	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	
	ぼうこうまたは直腸の機能障害	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	
	小腸の機能障害	○	△	○	△	△	△	○	△	○	△	△	△	
	音声言語機能障害	△	△	○	△	△	△	△	△	○	△	△	△	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△		
肝臓機能障害	○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△		
知的障害者	療育手帳AまたはBの小学校未就学						療育手帳AまたはBの小学校未就学							
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級													

## その他の減免措置

事 項	内 容	減免内容	問い合わせ先	備 考
NHK放送受信料の免除	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税世帯	全額免除	NHK放送局	・NHK放送局 ・町長の証明が必要
	・世帯主が視覚、聴覚障害者が世帯主である場合 ・重度身体障害者（1・2級）、知的障害者（A）、精神（1級）の方が世帯主である場合	半額免除		
ケーブルテレビの利用料金の免除	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が居る世帯でかつ世帯構成員全員が市町村民税非課税世帯	全額免除	みらーれTV	・役場総務政策課 ・エコノミープランのみ免除  【受付窓口】 ・役場健康課
	・世帯主が視覚、聴覚障害者が世帯主である場合 ・重度身体障害者（1・2級）、知的障害者（A）、精神（1級）の方が世帯主である場合	半額免除		
NTT無料番号案内	視覚障害（1～6級）、肢体不自由（上肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1、2級）の身体障害者・療育手帳を有する知的障害者、精神保健福祉手帳を有する精神障害者等が番号案内サービスを利用する場合	無 料	NTT支店	NTT支店又は、営業所に申し込みが必要
電話設置料の分割払い	身体障害者に対して、加入電話を設置する際に必要な設置負担金の分割払制度を適用	2～12回の分割払 1年以内の無利子	NTT支店	
携帯電話基本料金等の割引	基本使用料、通話料、メール送信料等	半額等（内容は各社異なる）	携帯各社	携帯電話取扱店で申し込みが必要

福祉制度の内容については以上のとおりですが、わからないことやもっと詳しく知りたいことがあれば、遠慮なくおたずねください。

### < おたずね 及び 相談先 >

#### 1 公的機関等

機 関 名	住 所	電 話
朝日町役場 健康課 (障害者虐待相談窓口含む)	朝日町道下1133	83-1100 (内線142)
朝日町保健センター	朝日町荒川262番地1	83-3309
朝日町社会福祉協議会	朝日町泊418番地	83-0576
富山県新川厚生センター	黒部市堀切新343	52-1224
富山県障害者相談センター	富山市下飯野36番地	076-438-5560
富山県心の健康センター	富山市蜷川459-1	076-428-1511
富山児童相談所	富山市東石金町4-52	076-423-4000

#### 2 町が委託する相談支援事業所

- 新川むつみ園 (身体障害・知的障害) 入善町浦山新2208  
☎78-1131
- サポート新川 (精神障害) 魚津市立石205-2  
☎23-0009

#### 3 障害者相談員

- <身体障害者相談員 任期：R6. 4. 1～R8. 3. 31>
  - 視覚障害者・・・舟川由紀子 (朝日町道下)
  - 聴覚障害・・・蓬澤 正二 (朝日町山崎)
  - 肢体不自由・・・加藤 好進 (朝日町宮崎)
  - 肢体不自由・・・水島 纏 (朝日町境)
  - 内部機能障害・・・清水 英信 (朝日町南保)
- <知的障害者相談員 任期：R6. 4. 1～R8. 3. 31>
  - 大島 春美 (朝日町泊)

#### 4 各地区民生委員

### < 障害者手帳について・・・ >

次のような場合は、速やかに届け出てください。

- 住所や氏名が変わった場合
- 手帳を紛失したり、障害程度に変化が生じた場合
- 障害が軽減したり、死亡によって不要になった場合

### < その他・・・ >

朝日町身体障害者協会・・・会長 加藤 好進 (朝日町宮崎)

## 障害者に関するマークについて

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための 国際シンボルマーク  	<p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>*このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。</p> <p>特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>	財団法人 日本障害者 リハビリテーション協会 TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523
身体障害者標識  	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>	警察庁交通局、 都道府県警察本部交通部、 警察署交通課 警察庁 TEL : 03-3581-0141(代)
盲人のための 国際シンボルマーク  	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	社会福祉法人 日本盲人 福祉委員会 TEL : 03-5291-7885
耳マーク  	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p>	社団法人全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会 TEL : 03-3225-5600 FAX : 03-3354-0046
ほじょ犬マーク  	<p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自 立支援振興室 TEL : 03-5253-1111(代) FAX : 03-3503-1237
オストメイトマーク  	<p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p>オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p>	公益財団法人交通エコロ ジー・モビリティ財団 TEL : 03-3221-6673 FAX : 03-3221-6674

<p>ハートプラスマーク</p> 	<p>「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p>内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p>	<p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 <a href="http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</a></p>
<p>ヘルプマーク</p> 	<p>義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。</p> <p>ヘルプマークを身に付けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。</p>	<p>東京都福祉保健局障害者 施策推進部計画課社会参 加推進担当 TEL : 03-5320-4147</p>
<p>富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度 車椅子使用者用</p>  <p>車椅子使用者以外用</p> 	<p>歩行の困難な方が障害者等用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設に協力駐車区画を設置・表示していただきます。また、その区画の優先利用の対象となる方を示す利用証を、県が交付します。</p> <p>制度の協力駐車区画を利用する際に、車内に利用証を掲示していただくことで、誰もが適正利用を確認できる制度です。</p> <p>制度を導入している府県間では、利用証の相互利用が可能です。</p>	<p>富山県厚生部厚生企画課 地域共生福祉係 TEL: 076-444-3197</p>